イ　「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、等級決定通知書（写）
ウ　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合
㋐　等級決定通知書（写）
㋑　直近の財務諸表
㋒　申請書様式（その３）の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したもの
⑶　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次にあげる書類各１部を添え、別記１の申請場所に速やかに提出すること。
ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品の製造等）
なお、書類の提出によりその資格が継続するが、詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。
⑷　合併・分社・廃業の場合の手続　有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、別記１の申請場所に速やかに届け出ること。
⑸　等級決定通知書の再発行について　紛失による再発行依頼は、別記１に掲げる申請場所に提出すること。

別記１　申請場所
独立行政法人造幣局本局経理課契約担当
〒530―0043 大阪府大阪市北区天満１―１―79　電話06―6351―5463

別記２　附与数値〔掲載順序　項目　段階：附与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕
⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

| | |
|---|---|
| 200億円以上 | ：60、65 |
| 100億円以上 | 200億円未満：55、60 |
| 50億円以上 | 100億円未満：50、55 |
| 25億円以上 | 50億円未満：45、50 |
| 10億円以上 | 25億円未満：40、45 |
| ５億円以上 | 10億円未満：35、40 |
| 2.5億円以上 | ５億円未満：30、35 |
| １億円以上 | 2.5億円未満：25、30 |
| 5,000万円以上 | １億円未満：20、25 |
| 2,500万円以上 | 5,000万円未満：15、20 |
| | 2,500万円未満：10、15 |

⑵　自己資本額（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

| | |
|---|---|
| 10億円以上 | ：10、15 |
| １億円以上 | 10億円未満：８、12 |
| 1,000万円以上 | １億円未満：６、９ |
| 100万円以上 | 1,000万円未満：４、６ |
| | 100万円未満：２、３ |

⑶　流動比率（数値：共通）

| | |
|---|---|
| 140%以上 | ：10 |
| 120%以上 | 140%未満：８ |
| 100%以上 | 120%未満：６ |
| | 100%未満：４ |

⑷　営業年数（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

| | |
|---|---|
| 20年以上 | ：５、10 |
| 10年以上 | 20年未満：４、８ |
| | 10年未満：３、６ |

⑸　機械設備等の額　（数値：物品の製造）

| | |
|---|---|
| 10億円以上 | ：15 |
| １億円以上 | 10億円未満：12 |
| 5,000万円以上 | １億円未満：９ |
| 1,000万円以上 | 5,000万円未満：６ |
| | 1,000万円未満：３ |

⑹　合計（最高点）　100

別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　物品の製造
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満
⑵　物品の販売、役務の提供等
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満
⑶　物品の買受け
①　70点以上　：A
50点以上　70点未満：B
50点未満　：C
②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満
なお、資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

## 競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において独立行政法人造幣局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法について次のとおり公示する。
平成25年１月30日
独立行政法人造幣局理事　江口　祐治
◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27
１　契約の種類及び業種の区分　競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。
⑴　総合建設工事　①土木一式工事　②建築一式工事
⑵　総合建設工事以外の工事　①大工工事　②左官工事　③とび・土木・コンクリート工事　④石工事　⑤屋根工事　⑥電気工事　⑦管工事　⑧タイル・れんが・ブロック工事　⑨鋼構造物工事　⑩鉄筋工事　⑪ほ装工事　⑫しゅんせつ工事　⑬板金工事　⑭ガラス工事　⑮塗装工事　⑯防水工事　⑰内装仕上工事　⑱機械器具設置工事　⑲熱絶縁工事　⑳電気通信工事　㉑造園工事　㉒さく井工事　㉓建具工事　㉔水道施設工事　㉕消防施設工事　㉖清掃施設工事
⑶　測量・建設コンサルタント　①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他
２　申請の時期　平成25年２月４日から随時。郵送による受付とする。ただし、持参する場合は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除くものとし、受付時間は９時から12時、13時から17時とする。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　当局所定の「一般競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を別記１に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に配布する。また、インターネットにより造幣局ホームページ（http://www.mint.go.jp/）にアクセスし、申請書を出力することもできる。
⑵　申請書の提出方法　造幣局で付与する競争参加資格は本局、東京支局及び広島支局の三局全てに対して有効なものとなるので、申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、申請書に次に掲げる申請の添付書類を添付した上で、Ａ４ファイルに綴じファイルの表紙及び背表紙に申請者の名称を記入して、等級決定通知書送付にかかる封筒（80円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度））を添えて、別記１に掲げる申請場所に郵送することとする。また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。
⑶　申請の添付書類
①　建設工事
(a)　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し
(b)　工事経歴書
(c)　営業所一覧表
(d)　納税証明書その３の３等又はその写し
(e)　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）
(f)　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）
(g)　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）
(h)　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）